◎議案第 5号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例の制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第7、議案第5号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

〇町民課長(畑田正明君) それでは、議5-1をお開きください。議案第5号でございます。 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出。白老町長。

次ページ、議5-2をお開きください。議案説明でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものである。議5-1にお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行 する。	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第12項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

〇議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号、白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。